

川崎市文化財保護活用計画推進会議の運営に関する要綱 (26川教文第1539号 平成27年2月23日 教育長決裁)

(目的)

第1条 本市の文化財保護に関する課題を踏まえ、今後の文化財の保存活用によるまちづくりを推進するために策定した川崎市文化財保護活用計画を推進すること、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく川崎市文化財保存活用地域計画策定に係る必要事項の調整、計画の推進を目的に、川崎市文化財保護活用計画推進会議（以下「会議」という。）を開催するための運営に関する事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 川崎市文化財保護活用計画の推進に関すること。
- (2) 川崎市文化財保存活用地域計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員により構成し、別表に掲げる職員をもって充てるものとする。

- 2 会長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が欠席の場合は、代理の者が出席することができる。
- 3 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは関係者の出席を求めその意見等を聴くことができる。

(事務局)

第5条 事務局は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課に置き、会議の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年7月1日から施行する

別表 (第3条関係)

氏 名	所 属
委員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
委員	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
委員	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
委員	財政局財政部財政課長
委員	総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長
委員	市民文化局市民文化振興室担当課長
委員	市民文化局川崎市市民ミュージアム担当課長
委員	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
委員	まちづくり局計画部担当課長 (景観・地区まちづくり支援担当)
委員	建設緑政局総務部企画課長
委員	川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	幸区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	中原区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長

委員	麻生区役所まちづくり推進部地域振興課長
委員	教育委員会事務局教育政策室担当課長
会長	教育委員会事務局生涯学習部長
副会長	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長

令和5年度 文化財保護活用計画推進会議 委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	所属
加島 晃	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
島田 圭一郎	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
窪田 義記	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
土浜 義貴	財政局財政部財政課長
朝倉 千亜希	総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長
土屋 昌庸	市民文化局市民文化振興室担当課長
押田 智寿代	市民文化局川崎市市民ミュージアム担当課長
園田 健太	経済労働局観光・地域活力推進部担当課長
重森 智一	まちづくり局計画部担当課長（景観・地区まちづくり支援担当）
岸 智規	建設緑政局総務部企画課長
稲垣 道人	川崎区役所まちづくり推進部地域振興課長
櫻井 昇	幸区役所区まちづくり推進部地域振興課長
青柳 努	中原区役所まちづくり推進部地域振興課長
鈴木 洋昌	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長
佐々木 龍一	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長
上野 進	多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長
雨宮 米美	麻生区役所まちづくり推進部地域振興課長
豎月 基	教育委員会事務局総務部教育政策室担当課長
◎大島 直樹	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習部長
○竹下 研	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長

【事務局】

小柳津 貴子	教育委員会事務局生涯学習部文化財課課長補佐
植松 伶衣	教育委員会事務局生涯学習部文化財課
三原 康徳	教育委員会事務局生涯学習部文化財課